

令和5年度加賀市リスクリング支援助成事業実施要領

1 目的

本要領は、加賀市リスクリング講座受講支援事業を実施するに当たって、市内事業所が新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、当該事業所が雇用する従業員に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に必要な費用の一部を助成することについて、加賀市補助金交付規則（平成17年加賀市規則第50号）及び加賀市商工振興事業補助金等交付要綱（平成17年加賀市告示第78号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 対象者

リスクリング支援助成事業の対象となる事業所は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする

- (1) 厚生労働省が実施する人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）（以下、「人材開発支援助成金」という。）の支給決定を受けた事業所であること。
- (2) 人材開発支援助成金を申請するために、石川労働局に職業訓練実施計画届を提出した時点において、市内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設等事業活動を行う拠点を有する事業所であり、引き続き市内に事業活動を行う拠点を有する事業所であること。
- (3) 市税等に滞納がない者であること。

3 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 助成対象経費

人材開発支援助成金の支給決定を受けた経費のうち、経費助成の対象となる経費

5 助成基本額

人材開発支援助成金の支給決定額のうち、経費助成の助成額

6 助成率

補助基本額の3分の1

なお、助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

7 申請書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 添付書類
 - ① 市税等納付状況調査同意書
 - ② 人材開発支援助成金の支給を受けるために、石川労働局に提出した以下の書類の写し
 - ア 職業訓練実施計画届

- ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）職業訓練実施計画届（様式第 1-1 号）（石川労働局の受付番号の記載のあるもの）
 - ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）事業展開等実施計画（様式第 2 号）
 - ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）職業訓練実施計画変更届（様式第 3 号）（石川労働局の受付番号の記載のあるもの）
- イ 支給申請書
- ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）支給申請書（様式第 5 号）
- ウ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）支給決定通知書
- エ その他必要な書類

8 その他

助成金の交付決定を受けた者は、必要に応じ市が実施するアンケートや成果の情報提供及び公開等に可能な限り協力するよう努めることとする。